

県外 IT 関連企業の事業所新設に対し支援します！

茅野市では、県外 IT 関連企業が新たに茅野市内において事業所等を開設した場合に、奨励金を交付し、市内での操業を支援します。

補助概要

企業誘致

販路開拓

製品開発

人材育成

労働力確保

奨励金の目的

- 茅野市の持続可能な産業基盤の強化及び定住・交流人口の増加を図ること
- 「若者に選ばれるまち」の実現と信州 IT バレー構想と協調し、IT 関連企業の集積を図ること
- IT 関連企業と市内企業との交流・連携を図ることで、IT 人材の育成を図ること

交付対象者

県外に本社を置く IT 関連企業であって、茅野市内の民間所有の空き事務所等を利用し、新たに事業所を開設し、かつ、操業し、継続的に 3 年以上事業を行う計画を有する企業
ただし、事業所内には機器設置がされ、従業員を置くなど操業確認が条件となります。

※IT 関連・・・日本標準産業分類に定める

- ソフトウェア業
- 情報処理・提供サービス業
- インターネット附随サービス業
- デジタルコンテンツ業

奨励金の額

1 事業者当たり **50 万円**

※IT 関連事業所を開設する経費相当分（賃貸借料及び通信費等）を奨励金として支給します。

※ただし、1 事業者 1 回限りとなります。

奨励金

50 万円

1 事業者あたり

申請手続き

- 開設から 6 月を経過したのちに交付申請関係する書類を添えて申請してください。
- 申請は、開設後 1 年以内に行ってください。
- 法人に限ります。個人事業主は対象となりません。

申請書類・添付書類

- ・交付申請書兼請求書（様式第 1 号）
- ・法人登記簿謄本又は代表者の住民票
- ・直近 1 年の財務諸表（貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書）の写し
- ・当該事業所の位置図及び建物平面図
- ・当該事業所現況写真
- ・当該事業所の賃借契約書又は売買契約書の写し
- ・事業計画書（3 年間以上操業することを証するもの）
- ・その他市長が必要と認める書類

詳しくは、下記窓口へご相談いただくか、茅野市ホームページをご覧ください。

お問い合わせ

茅野市 産業経済部 商工課 ☎0266-72-2101（内線 432・433）FAX0266-72-4255

E-mail shoko@city.chino.lg.jp URL <https://www.city.chino.lg.jp>